

第178回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) 海外出張時の職員宛て公用メールの転送について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (2) 横浜市立大学附属病院における「がんゲノム医療事務」について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (3) 「きらり☆シニア塾」アンケート調査の集計事務について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (4) 「保健師等が行う関りに拒否のある妊婦への面接介入効果に関する研究」について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (5) 横浜市子育て支援者事業他6件の委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (6) 預貯金等照会事務の電子化について
- (7) 社会福祉職の人材育成における調査等委託について
- (8) 建築局建築指導部市街地建築課保有文書の電子化業務委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (9) 横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (10) 是正の申出に係る処理案について

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
 - ア 横浜市パスポートセンター旅券発給事務に係る防犯カメラ運用事務
 - イ 新港ふ頭客船ターミナルC I Q施設等管理業務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 横浜市パートナーシップ宣誓制度
 - イ 東京2020オリンピック・パラリンピック横浜会場及び会場周辺における医療サービスに係る事務
 - ウ 緊急時予防・対応プラン提出者名簿管理
- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
低炭素電気普及促進計画書制度
- (4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
非常勤職員管理システムデータ移行及び保守管理業務委託
- (5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
ひとり暮らし高齢者『地域で見守り』推進事業に係るダイレクトメー

	<p>ル等の封入封かん及び宛名ラベル貼付作業委託</p> <p>(6) 実施機関が保有する車両の自動車任意保険加入についての報告 処分地管理課適正管理係における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務</p> <p>(7) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告 防災啓発イベント参加の受付業務委託</p> <p>(8) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告 ラグビーワールドカップ2019TMファンゾーン運營業務委託</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（8件）</p> <p>(10) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（50件）</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>(12) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「令和元年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年10月25日～令和元年11月22日）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和元年11月27日（水）午後2時00分～午後6時10分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	花村会長
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(8)、(10)について承認する。 ・ 審議事項(9)は継続審議とする。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第178回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、花村会長から御欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長職務代理者の小嶋委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（小嶋会長職務代理者） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>なお、事前にメールによりお送りした開催通知にも記載しましたが、本日の審議のうち、案件10の「是正の申出に係る処理案について」は、個人情報保護等の観点から非公開とさせていただきます。</p>

それでは、議事に入ります。始めに、第177回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】海外出張時の職員宛て公用メールの転送について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 最初に、案件1「海外出張時の職員宛て公用メールの転送について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思いますが。

(中村委員) 最近、横浜市がニューヨークに海外の拠点を設けたという報道がありました。これから海外と接触していくということです。メールが使えないと不便なのは分かりますが、即時に対応できずに損失が発生した事例があれば具体的に教えてください。

(所管課) 部長や課長などのキーパーソンに対し、企業や銀行から融資の話や、このような国を支援したいという話がありました。そのキーパーソンが一週間くらい外国に行っていたため応答することができず、横浜市との話は流れてしまい、別の自治体に話が行ってしまった事例が発生しました。もし横浜市がその話を受けていれば、横浜市の国際貢献が進んだと考えます。

(中村委員) 海外でメールが使えないなら、今までは連絡手段はどうしていたのですか。

(所管課) キーパーソン以外に、日本に残っている職員が受信した場合には、国際電話で連絡したり、ファックスを送信したりする方法がありました。ですが、宛先がキーパーソンだけのメールだと、ほかの者にはメールがあったかどうか分かりません。

(小嶋会長職務代理者) この案件は、セキュリティが重要になると思います。土井委員、専門の立場から何か御意見がありますか。

(土井委員) 出張に行く前に受信したメールに返事をしなければならない場合もあるかと思いますが。今回は、出張中に転送されたメールしか読めないのではないかと思います。その理解で正しいですか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) 若干不便だと思いますが、全く手段が無いよりは良いということですか。

(所管課) はい。現状、我々の職員メールは、外部では全く見ることはできません。

(土井委員) 出張前に受信したメールを確認しないと返事ができない場合は、そのメールを誰かに転送してもらったり、ファックスで送信してもらったりする運用になるのでしょうか。

(所管課) そのような運用もあると思います。また、事前にメモ帳などにテキストデータで貼り付けて、上司の許可を得て海外出張用公用パソコンに入れて持ち出すことも想定しています。

(土井委員) そういったデータは手続を踏んだ上で、事前に海外出張用公用パソコンに入れているので、出張中のリアルタイムのメールだけを見られれば、ある程度は対応できるということですか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) 蓄積されたメールを削除することは正しいと思います。誰が削除するのですか。自動的に削除される仕組みなのでしょうか。

(所管課) 自動的に削除される仕組みではありません。メールの転送設定をした本人や管理権限のある職員が削除します。基本的には海外出張に行った本人が責任を持って削除する運用にしたいと考えています。

(土井委員) 海外出張用公用パソコンはどこから借りてきて、出張が終わったらどこに返すのですか。返してもらった人がメールを削除する方法も良いかと思いました。そうではなくて、出張者が責任を持って削除するという運用ですか。

(所管課) はい。それには狙いがあります。本人が転送設定をして持ち出すものですので、帰国後、転送設定を解除せずに海外出張用公用パソコンを返却して、そのまま転送が続いてしまうと、「忘れていた」というだけでは済まされません。本人が責任を持って転送解除設定と同時に蓄積されたメールの削除も行い、我々政策総務課が徹底的にチェックします。

(土井委員) 是非、的確にチェックしてもらえればと思います。

(小嶋会長職務代理者) 本人が蓄積されたメールを削除した後、政策総務課がチェックすることを、4ページの「3 審議に係る事務」の内容欄の(3)に記載しておく必要はありませんか。

(所管課) 記載します。

(小嶋会長職務代理者) それでは、案件1を承認するという事によろしいのでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】横浜市立大学附属病院における「がんゲノム医療事務」について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件2「横浜市立大学附属病院における「がんゲノム医療事務」について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

前回の10月の審議会において、市民病院の同様の案件について審議に

諮った際に、「患者に示す説明文書のうち、ファウンデーション・メディシン社の説明文書に記載があった『ただし、万が一、外部にもれた場合に、あなたもしくはあなたの血縁者における不当な差別など不利益をもたらす場合もあります。』という記載を、もう一方のシスメティック社の説明文書にも入れた方が良い」という御意見を加島委員からいただきました。この御意見を受け、今回、2社の説明文書に事前にこの記載を入れられないか確認しましたが、説明文書にある検査方法については、各拠点内、本件においては拠点病院である東大病院とその連携病院のことで記載内容を決定し、統一することとなっているため、御意見があった記載を追加することは、難しいとのことでした。

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(小嶋会長職務代理者) 加島委員、前回意見が出た「ただし、万が一、外部にもれた場合に、あなたもしくはあなたの血縁者における不当な差別など不利益をもたらす場合もあります。」という記載は入れるのは難しいということでした。

(加島委員) 会社によって違うというのは納得いかなかったのですが、文言を変えられないという拠点内での約束があるのですね。しぶしぶですが承知します。

(土井委員) 現在は片方の説明文書には記述があり、もう一方にはないのでしょうか。予習したところでは、両方とも記述がなかったようです。

(所管課) 今回、資料に載せている説明文書では、両方とも記述をなくしています。事業者から提示された標準的な説明文書では、片方だけその記載がなかったのですが、東大病院が中身をチェックし、両方とも記載がない形に合わせています。これを基に、中核病院、以下、連携病院は全て統一して使うように東大病院で決めました。

(土井委員) 前回の会議録では「入れておいたらどうか」という意見について、所管課は「はい」という結論でした。今回について、委員たちは冒頭の説明で分かりますが、最終的に記述を入れなかったことは、どこかを読めば分かるのでしょうか。

(事務局) 前回の所管課は市民病院でしたが、今回の所管課は横浜市立大学附属病院です。それぞれ連携する中核拠点病院が違います。連携するがんゲノム医療中核拠点病院が、前回は国立がん研究センター中央病院で、今回は東大病院です。主体が違っているので、判断にもずれが出てきているかと思っております。

(土井委員) 市民病院のほうは、その記述が両方の説明文書にある形になったのでしょうか。

(事務局) はい、両方の説明文書に記載されました。

(土井委員) 連携する中核拠点病院によって、前回は記述を両方に記載することができて、今回は逆に両方に記載されなかったということですね。

(小嶋会長職務代理者) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認いたします。

**(3) 【案件3】「きらり☆シニア塾」アンケート調査の集計事務について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)**

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件3「「きらり☆シニア塾」アンケート調査の集計事務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(土井委員) 48ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の下部の、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」の欄で、「含まない」にチェックがあります。個人情報の記録項目を見ると、病歴などにチェックが入っています。これはどう解釈すれば良いのでしょうか。

(事務局) 個人情報を取り扱う事務開始届に記載した、取り扱う個人情報では、病歴の収集も想定しています。「要配慮個人情報を含む」に修正します。

(加島委員) 50ページの「個人情報ファイル簿兼届出書」もそうですね。

(事務局) そちらも同じです。「要配慮個人情報を含む」に修正します。

(新田委員) 41ページのアンケートの中に、問10「性別と年齢を教えてください」という設問があります。性別を答えさせるのは性同一性障害のこともありますので、どうかと思います。

また、同じページの間13で現在の婚姻状況について尋ねていて、選択肢が「1. 未婚、2. 既婚、3. 離婚・死別」とあります。「離婚・死別」に違和感があります。

(所管課) 平成25年度に保土ヶ谷区が行った調査で、男性のほうが平均自立期間が短いというデータがあります。男性のほうが要介護になるのが早い特徴があります。この事業は、圧倒的に女性の参加者が多いです。男性も是非、この事業に参加してもらいたいと考えています。調査結果を検討するに当たり、性差があるかも分析したいので、アンケート項目に性別を入れています。

また、「社会的な参加が多いほうが健康度が高い」という研究結果が出されています。そのことを踏まえ、配偶者がいるかないかで活動量に違いがあるか確認したいと考えて、このような婚姻状況についての設問を設けました。ですが、「離別・死別」に関しては、分けることの意味について改めて検討します。

(吉田委員) 「男性・女性」という聞き方は回答を強いられる印象があるので、例えば、回答したくなければしなくて良いという設問にはできませんか。年齢を特に回答してほしいなら、年齢の問いを分けるなどするしかないと思います。

(小嶋会長職務代理者) 別紙2の個人調査票の「アンケートのご協力とお願い」のページに、「全ての質問に回答してもらいたいが、無理な場合は無回答でも良い」という文言を入れると良いのではないかと思います。

(吉田委員) 41ページの間10の、性別を尋ねる設問のところに書いたほうが良いです。少し配慮した書き方が良いと思います。

(鈴木委員) 聞かれるだけでも傷つく人もいます。配慮している姿勢が見えるかどうかだと思います。

(所管課) 問10の前のところに、任意である旨を書き加えたいと思います。

(小嶋会長職務代理者) ほかの調査でどのような聞き方をしているのか参考に見てください。

(鈴木委員) 28ページ「3 審議に係る事務」の内容欄に書いてある、「配布方法」と「回収方法」が分かりにくいです。アンケート用紙は、代表者に送付して、それを代表者が皆さんに分けるのですか。

(所管課) 多くは、活動する団体のところに保健師や職員が出向き、その会の人たちに説明した上で渡します。回収までの期間が長く取れないので、代表者にアンケート用紙を配る時期に活動をしておらず、活動場所で受け取れないから郵送してほしいと希望される場合には、直接郵送で配ってもらい、用意した返信用封筒を使って返信してもらいます。個人情報が見えないようにしてもらいます。

(鈴木委員) 代表者が取りまとめるのですね。

(所管課) 代表者には、個別の封筒に入ったアンケート用紙を、まとめて返信してもらいます。

(鈴木委員) 集める過程で紛失する可能性についてどう考えていますか。区役所への提出前の紛失は代表者の責任で、市は預かり知らないということですか。

(所管課) 持参してもらえるようならお願いしたいと依頼するので、持参される割合が高くなる見込みです。アンケート用紙を渡したときの部数、渡した相手、どこから回収されたかはきちんと確認します。そのアンケート用紙がどこにあるかの確認は随時取れるようにします。

(鈴木委員) 回答しない人もいるでしょうから、配った部数全てが回収されるわけではありません。何枚か足りない場合は、本人が回答しないのか、代表者が紛失しているのか分からないことがあるのではないのでしょうか。

(所管課) 代表者には、届いた段階で枚数を確認するようにお願いします。

(小嶋会長職務代理者) もし回答用紙を出さなかった場合に、団体の代表者から催促や圧力があつたら良くありません。調査票の表紙に「回答は自由、任意」ということを記載したほうが良いです。

(所管課) 回答が任意だということは、調査票に何度記載しても問題ないと思うので、調査票の冒頭にも記載します。

(小嶋会長職務代理者) 「脳の病気があるか」といった質問に答えたくない人は、答えなくても良いよう配慮したほうが良いです。

(加島委員) 任意であることは必ず伝えてください。
記入したアンケート用紙は、中が見られないように、封筒に入れて代

表者に渡すとのことですが、封筒はこちらで用意するのですか。
(所管課) はい、団体の人数分の封筒をアンケート用紙と一緒に代表者に郵送します。
(加島委員) 封筒は必ず封をして代表者に提出したほうが、代表者も回答者に「見られたのではないか」と思われないので気が楽でしょう。
(小嶋会長職務代理者) 国勢調査などもそうです。
(加島委員) 37ページの個人調査票の【提出の方法】には、「封筒に入れて代表者に提出ください」としか書いていません。「封緘したか確認した上で」と書き加えたほうが良いです。
(所管課) 補記します。
(小嶋会長職務代理者) それでは、案件3を承認するという事でよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】「保健師等が行う関りに拒否のある妊婦への面接介入効果に関する研究」について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件4「保健師等が行う関りに拒否のある妊婦への面接介入効果に関する研究」についての御説明をお願いします。
(事務局) <所管課及び審議事項について説明>
(所管課) <資料に基づき説明>
(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。
(大谷委員) 56ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」で、母親の生年月日は、個人識別性低減化後の提供データにも年月日も含めて残されています。研究に必要な情報なのでしょうか。生年月日を丸めるのが一般的な手法です。
(所管課) 下線を引いた部分が低減化する部分なのですが、記載漏れでした。申し訳ありませんでした。提供データは生年月までにして渡したいと思えます。
(大谷委員) わかりました。
(中村委員) 同じ56ページの「5 取り扱う個人情報」で、今回、対象者がハイリスク群の妊婦となっています。52ページの「2 事務全体の概要」の注釈によれば、ハイリスクの中には「経済的困窮」も含まれています。56ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」の欄で経済的困窮に関連するのは、就労の有無しかないのであるかと思えます。働いていなくても困窮していない人、逆に働いていても困窮している人もいます。「経済状態」という情報がないと、「経済的困窮」の人が対象だと分からないのではないのでしょうか。
(所管課) 母子手帳交付の面接のときに、「経済的なことで困っていないか」という質問があります。それが前提です。その人たちがハイリスク

ととらえ、変化を見ていきます。

ここの「個人情報の種類」の欄に記載しているのは、4か月健診のときの情報です。前提である母子手帳交付面接のときの情報は、ここの「個人情報の種類」の欄には記載していません。

(中村委員) 対象になっていること自体、ある意味その情報が設定されることにならないですか。

(小嶋会長職務代理者) 困窮を示す客観的なデータではなく、本人が困窮しているかという、本人の判断ですね。

(所管課) はい、本人の訴えです。申し出の内容を前提にしています。収入や所得がどのくらいで、課税されているか否かといった情報は、面談の中で聞き取りしません。データ元となる母子保健システムも、税や収入の情報とは連携していません。こちらで経済状況を詳しく聞き取るとはなかなか難しく、普通でも話せません。「収入を聞いてどうするか」と、不審に思われる原因になってしまいます。

我々は面談の中で状況を聞いて、「経済的に苦しい」という一言があれば経済的困窮だと解釈しています。

(小嶋会長職務代理者) それも個人情報なので、ここに書く必要があるかと思えます。

(大谷委員) 「心配なこと」という項目に含まれるのでしょうか。「赤ちゃんのことで気になること」のほかに、「心配なこと」としては、代表的には経済的なもの、家族との関係などです。ここに経済的なことが想定されているということでしょうか。

(所管課) 困っている人がハイリスク群という解釈です。聞き取りの中で「経済的に困っている」といった情報があったということです。

対象者に選んだ200件は、母子手帳交付の面接のときに、経済的なことや若年妊娠のことを我々が把握したものです。その前提となる理由は共同研究者には提供しません。提供するのはあくまでも母子保健システムシステムのデータの一部だけです。

(中村委員) 「その情報は取り扱っていない」という意味ですか。そこがいつもよく分からないところです。何らかのカテゴリをつくり、その人たちを対象にします。具体的にはそのカテゴリは前提になっているから、カテゴリ化するとき既に情報として含まれているわけですが。どう取り扱ったら良いのかがよく分かりません。

(加島委員) 「ハイリスクであること」を入れるかです。これに該当しているということはハイリスクになるので、個人情報になります。選ばれていること自体がハイリスクだということです。それをここにどう書くかです。今までもそのような議論がありました。

(所管課) ハイリスクの人たちの情報を提供すること自体、個人情報ではないかということですね。

(加島委員) どう取り扱うかは、事務局が判断することですね。

(事務局) 受託者が電子計算機処理で取り扱う個人情報としては記載していないということなので、データ化されていない前提情報は記載している情報と同列ではないと思いますが、逆に前提情報が記載されていない

のもおかしいということですね。記載の仕方を確認する必要があるかも知れません。今回は、この欄に取り扱う個人情報の種類の一項目として記載してしまうと、違う意味に読み取れる恐れがあります。

(小嶋会長職務代理者) あくまでもこれは共同研究者に提供する情報に限定するということですね。

(事務局) 収集する情報の種類を、注記のような形で記載するのはどうでしょうか。

(加島委員) 対象者そのものが個人情報である場合には※印を付けるなど、特定対象者とするのはどうでしょうか。

(事務局) 何か分かるような形で記載したいと思います。

(小嶋会長職務代理者) その辺りは事務局でまとめて修正をお願いします。

(鈴木委員) 面接に関する教育について、具体的に概略を教えてください。

(所管課) 拒否の強い人たちに対して面接する技法が確立されています。

日本の中ではその技法を持った先生方はあまり多くありません。今回共同研究する先生は、外国に行って技法を学んだり、日本で本を書いたりしています。その先生から毎回2時間で4回くらいの講義を受け、演習なども行います。そうして身に付けた面接技法で、拒否の強い人たちに関わっていくというものです。

(鈴木委員) 今回の対象者にとって、メリットがあるのかどうかは分かりません。メリットが本当にあるかどうかを検証するために個人情報を提供することは、個人情報の目的外提供に当たりませんか。

(事務局) 今回は個人情報の提供ではなく、個人情報を取り扱う事務の委託と整理しています。

個人情報の提供の場合は、提供した後、個人情報がどのように取り扱われるか、横浜市としてはなかなか関与できませんが、今回は委託として整理しているので、受託者に渡された個人情報は横浜市が関与した上で取り扱われるということです。

(鈴木委員) 市としてこのデータを加工するのを、たまたま外部でやってもらうということですね。

(事務局) そうです。委託の場合は、提供には当たらないという整理です。内部利用に当たるという整理になると思います。目的外の内部利用と考えられる場合もあります。

(鈴木委員) 目的外の内部利用というのは、どうなのですか。

(加島委員) 完全な目的外利用ではないですね。

(大谷委員) 目的外の利用には当たらないのではないのでしょうか。専門家の意見を聞いて、実地のデータを確認してもらいながら、効果の程度を確認し、母子を支援するというのが目的です。もともと母子を支援するために行政がデータを扱っているものです。効果的な支援の仕方を探るために、行政の内部だけでは不十分なので、専門家の支援を仰ぐために個人識別性を低減したデータをもってアドバイスをもらうという業務委託なら、かろうじて目的の範囲内に収まっているように思います。

(事務局) 業務そのものの改善のための検討ということで、目的内という整理にします。

(小嶋会長職務代理者) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件4を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認いたします。

(5) 【案件5】横浜市子育て支援者事業他6件の委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件5「横浜市子育て支援者事業他6件の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 個人情報保護に関して、今までの非常勤特別職と違うところはどこですか。前より進んでいるのですか。

(所管課) これまでは非常勤特別職で市の職員という位置付けでしたので、委嘱要綱で守秘義務を課していました。それぞれの職ごとに必要に応じた研修等も行っていました。

今回は、市の職員としての位置付けではなく、委託になりますので、毎年1回研修を受けて個人情報保護に関する誓約書を提出させることや、特記事項を遵守する旨を記載した申込書を提出させることで受託者に義務を課すといったことを新たに盛り込みました。手続には変更がありますが、守秘義務や個人情報取扱いのルールは継承されると考えています。

(小嶋会長職務代理者) 個人情報保護に関しては今までと同様ということですね。

(所管課) そうですね。しっかり守ってもらおうということです。

(小嶋会長職務代理者) 人数が増えますが、市はたくさんの人に対して研修をすることができるのですか。

(所管課) 7つの職について審議に諮っていますが、これらの職にはこども青少年局で直接委託するものや、各区で委託するものがあります。合計すると大人数ですが、それぞれの局区が実施主体となって研修を行いますので、その辺りはきめ細かく対応できます。

(大谷委員) 69ページに個人情報取扱特記事項の変更案が提示されています。第1条の括弧内に特定個人情報を取り扱わせる者についての定めが残っています。これらの受託者となる個人については、個人番号や特定個人情報を取り扱わせることは基本的にないと思えます。誤解を受ける可能性があるので、取り扱う可能性がないのであれば、削除したらどうでしょうか。

また、個別の事務の内容によっては、要配慮個人情報の内容を委託することにもなるのではないのでしょうか。取り扱う個人情報に健康状態の

項目などがある場合には、要配慮個人情報「有」ではないでしょうか。
(所管課) 特定個人情報については、御指摘のとおり取り扱うことを想定していませんので削除します。

(小嶋会長職務代理者) 個人情報取扱特記事項第1条の1行目と4行目の括弧部分ですね。

(所管課) はい。2点目の要配慮個人情報ですが、保育所臨床心理士派遣事業についてでしょうか。

(大谷委員) 健康状態とともに、結果的に臨床心理士が病歴や障害の情報を取り扱うことになるのではないかと思います。その可能性を踏まえた書き方にしたほうが良いと思います。例えば、80ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の辺りです。

(所管課) 確かにその中で知り得る可能性はあるので、そちらにもチェックします。

(小嶋会長職務代理者) 80ページの「個人情報を取り扱う事務開始届」の「要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨」の欄が「含む」にチェックをするということですね。

そのほかはいかがでしょうか。それでは、案件5を承認するという事とよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】預貯金等照会事務の電子化について

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件6「預貯金等照会事務の電子化について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(加島委員) このような仕組みがあるのを知らなかったもので、驚きました。滞納整理の基本は財産調査です。滞納者がどこの金融機関に預金しているのかが非常につかみにくいです。調査には、場合によっては尾行したり、いろいろ方法があるようですが、国税徴収法第141条に基づく調査ですね。それがこのように一度に調査できるのですね。

徴収には、担税力の有無が一番大事です。担税力のない人から財産を徴収すると、無理やりの徴収になってしまいます。担税力の確認は大切なことです。

一方で、金融機関が持っている最大で約15万人の市税滞納者の預金口座の残高が一度に分かってしまいます。すごいことだと思います。

今までは金融機関と行政が直接やり取りしていた照会です。今回は間に受託者が入りますが、受託者と金融機関とはどういった契約になっていますか。

(所管課) 受託者と金融機関も、pipitLINQの利用契約を結ぶと聞いていま

す。

(加島委員) その契約内容について、市は把握していないのですか。

(所管課) 詳細には把握していません。その利用契約により、pipitLINQの回線を使うことができると聞いています。

(加島委員) たとえばこの照会調査中に事故が起きて、個人の金融情報が漏れたとしたらどこの責任になりますか。金融機関側が持っているデータなので、金融機関でしょうか。

(所管課) 金融機関側と受託者側の問題になるかと思います。ファイル転送をする仕組みのアンサーデータポートが既にありますし、現行の金融機関における振込など、データをやり取りする仕組みも既にありますので、それらを使ってやり取りすることになっています。

(加島委員) 今までは、どこの金融機関に口座があり、残高がどこまでかという情報ではなかったと思います。それが分かるわけですね。

(所管課) 郵送ではこれまでも調査していました。

(加島委員) 郵送では金融機関と行政が直接やり取りしていたが、今回は間に受託者が入るわけですね。参加している金融機関は13行ということです。金融機関の中でも躊躇しているところもあるそうです。まだ入っていない金融機関もあるのですね。

(所管課) 今年の8月、9月頃から始まったばかりの仕組みなので、まだまだこれからなのかもしれません。リスク管理で我々が責任を持つ必要があるのは、受託者に送るところまでです。

(加島委員) このような仕組みは、総務省か財務省が音頭を執っているという話を聞きました。

(所管課) 内閣官房の「デジタル・ガバメント実行計画」に掲載されています。現在、金融機関の負担が非常に大きく、行政事務まで遅延しており、支障が大変大きいことから、預貯金等照会の電子化を進めることは国の施策でもあります。

(加島委員) pipitLINQ以外に、もう一つほかにもこのようなサービスがありますね。

(所管課) サービス提供会社は2社あります。

(加島委員) こちらを選んだ理由は何かありますか。

(所管課) 調査対象が多い金融機関が含まれているということが一番の理由です。我々が必要とするものです。

(加島委員) 受託者と金融機関でこういった契約をしているのか、ある程度知っておいたほうが良いです。調査してください。

(小嶋会長職務代理者) 個人情報保護に関して、受託者と金融機関との間でどういう取り決めをしているのかについては、まだ確認していないのですか。

(所管課) 設備上での安全性は確認していますが、契約上でどう取り決めをしているかはまだ分かりません。

(加島委員) 把握したほうが良いです。

(小嶋会長職務代理者) 確認をぜひお願いします。

(土井委員) 91ページの「5 取り扱う個人情報」にある、想定件数「最大

年間約15万件」は、滞納しそうな人の数ですか。

(所管課) 現在、郵送で照会している数字がこのくらいです。この全てが電子照会になるわけではないですが、最大このくらいの数ということです。

(土井委員) データのやりとりは、15万人分、15万行くらいのCSVデータをダウンロードするイメージですか。

(所管課) 約15万件は年間での最大件数です。1回の照会では、もう少し少ないものになると思います。

(土井委員) 万単位にはなりそうですか。

(所管課) 1回ごとにはそのような大きな数ではないと思います。

(土井委員) 91ページの「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」欄に「常用（滞納市税を完納してから1年）」とあります。これは完納したら1年でデータを消しますが、滞納したらどんどん延長して保存する意味だと解釈しています。そのような理解で良いですか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) エクセルのように一つのファイルに何人か分のデータがあって、完納した人と滞納している人のデータが混在しているのではないかと思ったのですが、必要に応じて完納した人の行を削除するというオペレーションはしているのでしょうか。

(所管課) 回答ファイルについては、各滞納者単位で分けられます。

(土井委員) 人ごとに一つのファイルですか。

(所管課) 滞納者ごとに最終的に振り分けられるようなソフトを受託者が作っています。ですので、回答は滞納者ごとに分けて保存します。完納があったら1年で廃棄します。

(土井委員) では、データが残り続けるのは、滞納を続けている人だけですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 1万人くらいが2年間滞納していた場合には、1万個のファイルが残るのですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 89ページの「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】の「廃棄方法」の欄ですが、このようなCSVデータの廃棄はどうするのですか。

(所管課) 受託者側の廃棄の話でしょうか。

(土井委員) 89ページの「電子データの廃棄方法」について、「受託者が廃棄」と書かれているところです。

(所管課) 受託者のサーバ上のデータの削除についてですね。アップロードされたデータは一定の期間経過すると削除されるようにしています。調査依頼ファイルは送信日から60日間、調査が終わった日から30日間で、受託者のサーバ上から消えます。

(土井委員) サーバ上からは必ず全部消えるのですよね。何万個ものファイルをいちいちチェックするのは大変です。

(所管課) 受託者側のファイルの削除は自動的に行われます。

(土井委員) 1万件あったものが完全にゼロになっているのならば、オペ

レーション上そんなに苦勞しませんが、消えたり残ったりしていると、市の職員も大変です。どうするのですか。

(所管課) 市が得る回答データは、個人単位のファイルに振り分けているので、調査結果についてはその個人単位できちんと廃棄したり保管したりします。

(土井委員) 受託者か再受託者かもしれませんが、受託者の方は送信日から60日経過後又は調査終了から30日経過後に、定期的に全部消えるのですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 市が受領したデータの管理は、個人ごとに分けてあるのですね。

(所管課) そうです。

(加島委員) 基本的には受託者側には残らないようにするイメージなのですね。

(所管課) 保管されるのは調査する期間だけで、一定期間後に自動的に削除します。

(土井委員) 一括で削除するので、その確認もそんなに難しくないのですね。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) バックアップデータについても同じですか。

(所管課) 同じです。その時に削除されます。

(大谷委員) 91ページ「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」について、「結合する個人情報の種類」に金融機関名が出てきていません。金融機関名はどこに入れば良いのでしょうか。

(所管課) 銀行宛てにこのデータを送ることになるので、その欄には宛先である金融機関名は書いていません。

(大谷委員) pipitLINQの操作画面を見ると、「〇〇銀行」の下にCSVファイルが生成されるので、銀行名の情報は存在しているかと思います。回答ファイルの中に含まれるのではと思います。支店番号が書かれているのに、金融機関名や金融機関コードなどが書かれていないのは不自然な感じがします。

(所管課) 銀行からの回答ファイルの中に金融機関コードがあるのでは、ということでしょうか。

(大谷委員) そうです。回答ファイルの中にはないのですか。

(加島委員) 恐らく、指定するのですよね。

(大谷委員) 照会するときは、どこの銀行に預金口座があるか分からないので、個人名などを登録しますが、返ってくる調査結果には、金融機関コードが入っているのではないかと思います。調査結果はダウンロードするようになっています。

(所管課) 金融機関コードは回答ファイルに含まれています。

(大谷委員) 含まれていますよね。

(小嶋会長職務代理者) そうすると、資料にどのように追記しますか。

(大谷委員) 91ページ「5 取り扱う個人情報」の「結合する個人情報の種類」(電子データ)の、【調査結果回答ファイル】<取引情報>のところに追記しましょう。

(加島委員) その欄の「支店番号」の前に「金融機関コード」を追加します。
13行のうちの、どの銀行かは分かるのですよね。氏名だけで照会をかけるのですか。

(所管課) 照会するのは氏名、生年月日、住所などです。

(加島委員) 今までには本店などに全部照会書を送付していたのが、要らなくなるということですね。

(所管課) そうですね。このシステムに参加いただければ、その金融機関へは照会書の送付が要らなくなります。

(加島委員) すごいことですよ。

(大谷委員) ほかの銀行も参加してきますし、年金にも折り込んでいくという話を聞きました。今後、どんどん広がっていくでしょう。

(鈴木委員) 金融機関が調査依頼のファイルをダウンロードすると、金融機関側がその人の個人情報を取得することになると思います。その情報はいずれ削除されるのですか。

(所管課) 金融機関のセキュリティポリシーに従って処理されます。

(加島委員) その辺りも契約の中にないとおかしいのではないかと思います。

(所管課) 金融機関と受託者との契約の中にでしょうか。

(加島委員) はい。

(大谷委員) 契約の中には、恐らくないと思います。受託者のサービス規約がありますので。

(鈴木委員) ダウンロードした情報は金融機関のものになるということですか。

(大谷委員) そうです。そのような照会を受けた事実は残ります。ですが、金融機関側も、個人情報はあまり長く保管しないでしょう。個人情報保護法の下で、不必要な情報はすぐに削除しなければいけませんから。
照会を受けて、回答する情報の有無はあったとしても、通常はそんなに長期間保管すべき情報としては仕分けられないと思います。

(鈴木委員) 金融機関にとっては有用な情報ではあるかと思うのですが。

(大谷委員) それほど有用な情報ではないと思います。

(加島委員) 金融機関で照会された調査以外の目的で情報を使うと、目的外利用になってしまいます。

(鈴木委員) 当然、きちんとしているはずだという前提ですが、それを確認しておかなくて良いのでしょうか。

(所管課) 現在、文書で照会しているものと同じ状況と思います。現在も金融機関では適切な廃棄をしているものと認識しています。

(鈴木委員) 書面での照会では、金融機関側に書面が残るか残らないかということなのでしょう。データで集積できることになると、少し違う可能性はあるのかという気がしました。契約上きちんとしているのであれば良いと思います。

(加島委員) 滞納している人は、金融機関から融資を受けていることがあるので、差押えのときは金融機関と競合することがあります。租税債権が優先されますが、融資は通常、税金の差押えより先に設定されています。

金融機関は融資している相手が滞納者であるという情報も知ってしまうことになりますね。

(所管課) それは現在行っている文書での照会でも同じです。今回の照会事務の電子化によって、速やかに回答を得られるようになれば、より有効な情報になると考えます。

(小嶋会長職務代理者) それでは、案件6を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認いたします。

(7) 【案件7】社会福祉職の人材育成における調査等委託について

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件7「社会福祉職の人材育成における調査等委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(新田委員) 社会福祉職について確認したいのですが、各区にある社会福祉協議会の福祉職という意味でしょうか、それとも市役所の福祉職という意味でしょうか。

(所管課) 横浜市の区役所や本庁等に勤めている社会福祉職の職員に対する調査です。

(大谷委員) 105ページの「3 審議に係る事務」の、【事務の委託】(1)に「Eメールにより個人用の調査票を送信する」という記述があります。Eメールで調査票を受信し、それに入力し送信する場合と、紙の場合と、ウェブサイトに入力する場合の3種類があるのでしょうか。説明ではウェブサイトでの入力を中心になるかと思いましたが、Eメールで調査票を送信するパターンがあり得るのかと思い、質問しました。

(所管課) 基本的にはウェブサイトを使い、本人専用の送信先に調査票を送って回答してもらうのが大勢です。ただ、施設などでパソコン環境が整わない部署については、紙で回答してもらい、それを回収する方法をとります。

(大谷委員) Eメールでのやり取りはありませんか。その項目には「Eメールにより個人用の調査票を送信する」と書いてあります。これは、紙に出力して使用するものが送信されるのですか。

(所管課) 紙で回答していただくものは、こちらから直接紙の調査票を送ります。Eメールでは、回答していただくウェブサイトのURLを送ります。

(大谷委員) 調査票を送るのではなく、ウェブサイトのURLを送り、そこに入力してもらうということですか。

(所管課) そうです。

(大谷委員) 他人がなりすまして入力することができないように、個人用の

URLが用意されているのか、ログインが制御されているのかを確認したかったのです。Eメールだとそこがうまくできないと思ったのですが、分かるように資料を訂正してもらえれば問題ありません。

(加島委員) 回答は任意とのことですが、横浜市のほかの部署で、職員にこのような調査をしたことはあるのですか。

(所管課) 職員満足度調査やストレスチェックはあります。

(加島委員) ストレスチェックに少し似ていますが、特定の職種を調べたいのですよね。そのような調査はあまりないですか。

(所管課) そのような調査はあまりありません。

(加島委員) 回答率はどのくらいを想定していますか。任意ですから、職務命令ではないですよね。

(所管課) 先日、「人材育成ビジョンをどれくらい利用しているか」というアンケート調査をウェブ上で行いました。責任職、専門職に答えてもらったアンケートだったのですが、約5割が回答しています。今回の調査は対象を限定していますので、5割よりもう少し多く回答があると期待しています。

また、3つの調査のうち、1番目の係長級の調査については、調査結果に基づいて研修を実施する予定ですので、9割くらいの回答を得たいと考えています。

(新田委員) 社会福祉職の人は2年くらいで交代して異動するので、様々な方が配属されてきます。このような調査に回答してくれば良いと思うことがたくさんありました。是非この調査を生かして、今後の配属を考えてもらえたらと思います。

また、区にはそれぞれ特徴もありますので、その区に合った人が配属されると良いと思います。

(小嶋会長職務代理者) それでは、案件7を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】 建築局建築指導部市街地建築課保有文書の電子化業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件8「建築局建築指導部市街地建築課保有文書の電子化業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

なお、本件のような、保管場所の確保や文書の整理等の業務効率化を目的として、紙文書等を電子データ化する案件について、審議実績が累積してきたことと、他の業務主管課から同様の業務委託を行いたいとの相談を受けていることから、本日の審議会における委員の皆さまからの御意見を踏まえて、次回の審議会において、類型化することを検討して

います。そのため、類型化するに当たって、どのような保護措置を講じ
ることを類型に当てはめることができる条件とするかという視点で御
審議いただければと思います。

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件8につきまして、
御質問、御意見をいただきたいと思います。

(小嶋会長職務代理者) この案件で取り扱う紙データ、電子データは何年か
らのものですか。

(所管課) この制度が始まったのは平成11年からです。平成11年以降のも
のと、制度が始まる前に建築主事が確認していた昭和60年代のものがあり
ます。

(小嶋会長職務代理者) 情報を特定する意味で、それもどこかに記載してく
ださい。140ページの「5 取り扱う個人情報」の欄に記載すれば良いで
しょうか。

(所管課) 分かりました。

(土井委員) 137ページ「3 審議に係る事務」の【事務の委託】を読みまし
たが、PDF化した後の原本は、クリーンセンターにずっと置いておく
のですか。

(所管課) はい。新市庁舎に移転後は、保管場所が限られているので、原
本はクリーンセンター（書庫）に保管する予定です。

(土井委員) 今後、類型化したいとのことですが、いろいろな類型案件で報
告されることになる事務でも、原本は全てクリーンセンターにどんど
ん入ってくるのですか。それとも、保管場所は職場ごとに違うのですか。

(事務局) 新市庁舎の移転に伴い、文書量を調整して減らしたいと、複数
の課から相談されています。原本自体は保存年限が決められているの
で、新市庁舎で保管できない量の文書は、ほかの場所で保管せざるを得
ません。恐らく本市では、クリーンセンターが標準的な形になると思わ
れます。

(土井委員) 標準的にはクリーンセンターですね。

(事務局) はい。

(土井委員) 説明では、「スキャンする部屋を確保している」とのことでした。
今後、いろいろな職場でPDF化する案件が発生すると思います。入退
室管理がきちりできる部屋が複数あって、安定して作業場所を確保で
きるのでしょうか。それとも、スキャン専用部屋の運用を検討してい
るのでしょうか。今後のことが気になります。

(事務局) スキャン専用部屋は考えていません。

(所管課) 当課の場合は、建築局が入っているビルの中に5階会議室とい
う会議室があります。市街地建築課を通った奥にあります。普段は会議
室として使用していたのですが、大量にスキャンをすることになったの
で、1年間使用予約をし、専有的に使っています。当課の例が他課と同
じ条件になるかどうかは分かりません。

(土井委員) 類型化すると、当該課を通った奥にあるスペースで作業をする
条件になるのでしょうか。スキャンの機材は何台もあるのでしょうか。

多くの部署で並行してスキャンを始めたなら、大変かと思うのですが、解決するためのアイデアや方向性はありますか。

(事務局) スキャンデータを作成するという単純な委託になるので、事業者側がスキャンの機材を持ち込むことが想定されます。持ち込みにより、機材の台数の問題はクリアできるかと思っています。

場所は各所管課ごとに設定していくことになろうかと思います。その辺りも委員の先生方に御審議いただければと思います。

(大谷委員) 139ページ「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】に委託の状況について書いてあります。4人で作業するそうです。横浜市の職員が同じ部屋に常駐して、作業状況と一緒に確認する体制でしょうか。それとも、4人だけで作業するのでしょうか。

(所管課) 会議室で作業をしているのは受託者の4人だけです。どの書類をスキャンするかは担当が指示します。また、定期的に検査して部分払いしていることもあり、担当が部屋に入り、出来映えを確認するようにしています。常時ではありません。

(大谷委員) 頻度としてはどのくらいですか。1日に数回くらいですか。

(所管課) 「この書類をデータ化してください」という指示が1日に数回あるので、受託者とのやり取りは1日に数回あります。ただ、その部屋に入って確認するのは月に1回です。

(大谷委員) スキャン作業の期間はどのくらいかかりますか。

(所管課) 8月から3月までなので、7か月です。

(大谷委員) 月単位で成果をチェックして出来高払いするのですか。

(所管課) はい。

(大谷委員) スキャンする書類は1日に数回渡すのですね。

(所管課) はい。

(大谷委員) 分かりました。

(小嶋会長職務代理者) それでは、案件8を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(加島委員) 今後、この案件をどう取り扱うのですか。

(事務局) 類型化するに当たり、セキュリティ面をどこまで条件として付けるかは悩ましいところです。あらゆる種類の書類が想定されますので、事業者が庁舎の外部に持ち出すことはまず避けたほうが良いかと思っています。できれば執務室内で、職員の目が届くところでスキャン作業してもらうのが一番良いとは思いますが。しかし、書類が大量で、3か月や半年かかるとなると、独立した作業室を用意するのもやむを得ないかと思っています。また、そこに職員が常駐するのも無理があります。

しかし、閉鎖空間だと、書類の抜き取りや、USBにコピーすることも容易にできそうです。どのように条件付けるのか知恵をいただければと思います。

(小嶋会長職務代理者) 予定としては、次回検討するのですか。

(事務局) もしよければ、今、御意見をいただいて、いただいた御意見をまとめて次回提示したいと思います。あまり無理な条件を付けても、その通り運用するのは難しいと思います。今回の件では、所管課は個人情報の保護措置についてどう考えていますか。

(所管課) 我々の場合は、執務室の中に会議室があるので、人の出入りは私の目も届きます。受託者として名札を付けているので、その人がどういう人なのか分かるようにしています。

データの抜き取りは、悪意があれば完全に防ぐことはできないかとは思いますが、今回の受託者でも、データの管理については誓約書を出させたり、きちんと入場前後の確認をしたりしています。そこで確保していると考えています。

(小嶋会長職務代理者) そのほか、何か個人情報の保護措置として考えられることがありますか。

(加島委員) 廃棄の場合も同じことですね。廃棄も外部に持って行って廃棄しています。どこかでコピーされているかもしれません。「完全に溶解して廃棄した」という廃棄証明書を提出してもらって、それで市役所としては個人情報保護されていると見做しています。同じように、外部に原本を持って行ってスキャン作業をしてもらう場合も、何か証明書を発行してもらうしかありませんね。

事務局が言ったように、大量の書類を所管課の目が届く執務室内でスキャンをするのは、無理です。恐らくこれから、同様の案件がどんどん出てくると思います。大量のデータのスキャンは外部に委託しないと難しいでしょう。受託する会社は、自社にスキャンする機材を持っているでしょうから、自社でならば大量に処理できるでしょう。「その機材を役所を持ってきて作業してほしい」というのは難しいでしょう。

(小嶋会長職務代理者) 本日出された御意見を踏まえ、次回もし類型化について検討するものがあれば、事務局でまとめてもらいたいと思います。

(事務局) 分かりました。

(9) 【案件9】横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件9「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 158ページ以降の別紙「娯楽と生活習慣に関する調査」は、国が実施した調査でこの調査票を使ったということですか。

(所管課)　そうです。

(中村委員) 拝見しましたが、161ページの質問事項の中にある(h)以下は、犯罪情報の申告になります。これも情報として収集するということですか。例えば、賭け麻雀や賭け将棋は、実際に賭博罪の対象になると思います。しかも、頻度が「毎日」となると、非常に大きな問題です。本当に国の調査がこのような情報を収集したのでしょうか。

(所管課)　実際に使用された調査項目です。

(中村委員) 国が調査した調査項目であったとしても、横浜市がこれらの情報の収集を本当に行って良いのか、私は非常に危惧します。

どのような個人情報の利用目的を設定するのかにもよりますが、研究調査でしか使わないとしても、一方で行政が、犯罪が行われていることを認識しながら、調査目的以外に収集した情報を利用しないことができるのでしょうか。義務の対立が生じる可能性があります。

それに関連しますが、実際に面接調査をするのは調査員という個人で、委託先との間は業務委託とのことです。どのような個人の調査員が調査をするのか分かりませんが、少なくとも、実際に面談してこの調査をするということは、先ほどの犯罪情報を、その調査員個人が把握するということになります。これは非常に危ないことだと思います。

犯罪情報だけではなく、いわゆる賭博にのめり込んでいる者の情報は、恐らく反社会的勢力が非常に興味を持っていると思います。そのようなところにも利用されるかも知れません。このように、非常にいろいろな意味で危惧を感じるのですが、どのようにお考えでしょうか。

(所管課)　161ページの質問事項の中の、(h)から(m)までの項目ですね。

国が調査に使った調査項目をベースに設問を考えていますので、国の調査を監修していた久里浜医療センターに項目について相談します。

基本的には、国が行った調査と比較する必要があるのですが、同様の調査を行うことを目的としましたが、御指摘いただいた点を考えます。

(中村委員) 国が行った調査でこの調査項目を扱ったのだとすると、国ではどのような調査方法で、先ほどの調査員のような者を、対象者と面談させて実施したのか、その辺りも併せて御検討いただければと思います。

(所管課)　国の調査方法に関しましては、委託事業者は異なりますが、実際に調査員が対象者の自宅に赴き、面談する調査方式をとっております。

(中村委員) そうなのですか。

(所管課)　今回は、先例となる事例が国の調査しかなかったので、国の調査に準ずる形で、同じ方法の面談方式を考えています。国が行った調査は、実施した事業者名が調査票に書いてあります。

(中村委員) 分かりました。ありがとうございます。

(小嶋会長職務代理者) 国が平成29年に調査を行っているということでしたが、その調査では恐らく情報は偏りなく収集していると思います。

(所管課)　はい。

(小嶋会長職務代理者) そうすると、横浜市であえて同じ調査を行う必要があるのでしょうか。もし国の調査と横浜市の調査の結果が違っていた

ら、どういうことになるのですか。I R推進課がこの調査を行うということ自体、疑問に思います。

(所管課) 必要があると考えています。

(小嶋会長職務代理者) 健康福祉局が調査を行うのであれば納得するのですが、I R推進課がこの調査を行う理由が分かりません。I Rを推進したいという立場だと推測します。もし「横浜市にギャンブル依存症が多い」という結果が出たら、どうするのですか。

(所管課) この調査は、もともとは政策局政策課が予算を確保し進めているものです。組織変更があり、現在は都市整備局I R推進課になって、行っています。

組織変更以前から、依存症対策の所管である健康福祉局と連携して事業を進めていますが、この調査の予算を要求するときに、政策局が調査を実施するとして予算を要求し、現在はI R推進課に名前が変わりましたが、調査を実施する状況です。

今後の追加調査をどのようにしていくかですが、今回の調査結果については健康福祉局と共有して依存症対策に活かしていきたいと考えています。政策局が予算を持ち、実際の調査を健康福祉局で実施すると調整ができなかったため、予算を持っている現在のI R推進課が調査を実施しています。

(小嶋会長職務代理者) ほかの方から御意見はありませんか。

(新田委員) 調査は面接ですから3,000件の回答があるということですよ。

横浜市の市民は370万人くらいです。18歳以上の方がどのくらいいるか分かりませんが、対象年齢の1パーセントにも満たない調査になるのではないのでしょうか。参考になるのか、疑問に思いました。

(所管課) 国の調査では、1億人の人口に対して、調査対象者数は1万人でした。また、市民意識調査などは、3,000人くらいを対象に実施していますので、それを参考に人数を決めています。

依存症の調査自体があまり進んでいないので、今回の調査をきっかけに、国の調査と横浜市の調査を比較して、地域差があるのかも含めて、少しでも依存症の現状を知ることを目的に実施します。

(大谷委員) 145ページの「2 事務全体の概要」について、把握したい情報は明確になっていますが、その利用目的として、「今後の予防や啓発、相談支援などの対策につなげていく」とかなり抽象的に書かれています。どのような予防活動に用いていくのか、どのような対策に予算を使っていくのか、具体性を欠いていると感じます。

特に設問との対比で考えると、先ほど中村委員から御指摘があったように、実際に「犯罪に手を染めています」という告白にも近い回答や、「依存症になっています」といった個別の状況が把握できたときになすべきことは、恐らく、「横浜市はこのような傾向だから」という傾向への対策を講じるよりは、その一人ひとりの依存症について手を差し伸べたり、問題の解決のために必要なことを政策として立案したりすることのほうが必要です。

国の調査結果が出て日があまり経っていない中で、傾向などを、今、

把握することが、何か新たな価値を生むとは思えません。本当に必要で収集すべき情報と、それから利用目的で実現しようとしている政策の具体性にアンバランスさを感じます。

そのような意味で、小嶋委員からも御指摘があったとおり、「必要性について納得できない」というのが私の感想です。

(所管課) 国の調査も、3年くらい継続的に行っていくようです。今現在存在するギャンブルに対しての依存症の対策を、今後実施していくためにも、まず現状を把握してその経過を見ていくことが必要だと考えているようです。

横浜市も同じように、今現在存在するギャンブルの依存症対策をすることで、少しでも依存症を少なくできないかと考えています。ですので、まず現状の把握が、その数字が高くて低くても必要だと考えています。

また、今後どのような予防啓発等ができるのかが抽象的だという御指摘についてですが、まずは、このアンケートの対象の方には、啓発を含めて健康福祉局で作成しているリーフレットをお渡しします。それは相談の窓口を案内するパンフレットなので、依存症が疑われる方だけでなく、回答いただいた3,000件の方に啓発します。もし御自身でギャンブル依存症に関して心配事などがあれば、窓口につなげられるようにしていきます。

(鈴木委員) 146ページの「2 事務全体の概要」の「関係法令等」欄に、「ギャンブル等依存症対策基本法」と書かれています。横浜市も対策に関する基本計画か方策はありますか。健康福祉局の管轄かも知れませんが。

(所管課) ギャンブル等依存症対策基本法が昨年成立し、その後、国がギャンブル等依存症対策推進計画を策定しました。

実は、国が策定した後、今後は都道府県に努力義務という形で同じような計画を作るようにとされました。神奈川県が計画を策定するのかという状況です。

(鈴木委員) 市としては計画の策定を予定していないのですか。

(所管課) ギャンブル等依存症対策基本法に基づいて、市としてどう対応するかの検討を進めています。神奈川県と連携し、努力義務ではありますが、基本計画を作成しようと調整しているところです。

(鈴木委員) それは、どこが所管になるのですか。

(所管課) 横浜市の場合は健康福祉局です。神奈川県の場合は健康医療局がん・疾病対策課です。

(鈴木委員) 横浜市のホームページを見ると、「横浜市における依存症対策の現状調査報告書(平成29年3月)」が掲載されています。そのような調査も行われている中、あえて今このタイミングで、これだけの個人情報収集することに関して、先ほどの大谷委員の御意見と同様、必要性が十分理解できていないのでは、と思います。

(小嶋会長職務代理者) 先ほど、同意書を取ったり、氏名も記入すると説明がありました。無記名であればまだしも、氏名を記入すると、重要な個人情報を知ることになってしまいます。調査の必要性に対する疑問が、

大谷委員と中村委員から出されました。そこも含めて、この案件をどのような形で承認するか否かだと。

(中村委員) 繰り返しの質問になるかも知れませんが、調査員とはどのような人なのか。この調査のために調査員の業務委託を受ける人は、どのような人が想定されているのですか。ほかに仕事を持っていて、調査にはアルバイトのような形態で従事する方なのか。

(所管課) 調査会社によって雇用形態は違っています。一般的にはアルバイトやパートのように、こういった調査があるときに契約をするということです。今回委託する調査会社に関しては、もともと調査会社に登録をしていて、こういった案件があるときに、地域によって「今回の調査に参加できる方」と募り、必要な研修をします。雇用形態は個人に対する業務委託という形をとっています。基本的には常連の調査員といえますか、調査会社に登録していて調査があるときに従事する人です。

(中村委員) 個人情報の管理体制として、調査員は、もし個人情報を漏らしたときには、どのような制裁を受けるのでしょうか。横浜市の個人情報の保護に関する条例は、再委託者に対しても罰則の適用があるので、罰則を受ける可能性はあるとは思いますが、それは要件が定められているので、必ず罰則が適用されるのかよく分かりません。

(所管課) 個人情報取扱特記事項の、個人情報の取扱いに関する研修を受講したという誓約書は、受託者である調査会社の責任で調査員に署名してもらい提出させます。

(中村委員) 雇用されていれば懲戒処分等で解雇されるといった制裁がありますが、調査員という、登録はしているけれど、その時々で業務委託関係が発生するだけの人には、制裁はあるのでしょうか。

(所管課) 把握した個人情報は当然、外部に漏らさないように、事業者が事前に個人情報保護や守秘義務について研修を実施していますし、今回もその取扱いは当然行っています。たまたまですが、市民意識調査を受託している事業者が、今回この調査を受託しました。今までも、しっかりと個人情報を管理しています。

(中村委員) 市民意識調査のような、あまり犯罪情報など関係ない調査であれば問題にならないのかも知れませんが、収集する情報が、要配慮個人情報に当たるようなものであれば、情報の管理体制もより厳しくなると思います。

(小嶋会長職務代理者) 輿論科学協会は調査会社ですから、いろいろな調査を行っていると思います。今回のようなギャンブルに関わる調査となると、中村委員が御発言したように、要配慮個人情報が入るので、通常の調査や市民意識調査とは異なるレベルで配慮や措置が必要だと思います。

(所管課) はい。措置の改善の余地があるかどうかは、最初に御指摘いただいた犯罪に関わる項目のところがキーポイントだと、これまでの話で感じています。

(小嶋会長職務代理者) しかも、訪問して、面談して質問をして答えを聞くのですよね。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) その点についてもう少し措置が必要ではないかと思
います。訪問しての対面調査では、どうしても本音や実態が収集できな
いと思います。建前で答えてしまうのではないのでしょうか。犯罪歴など
を正直に答える人は、まずいないと思います。

ですから、今回、承認を得られて調査を進めるのであれば、調査方法
自体も、無記名での郵送形式など、何かほかの形式を考えていく必要が
あるかと思えます。国の調査方法と同じにしたいという意図があるとは
思いますが、必ずしも同じ調査方法でなくて良いと思えます。

(所管課) 今回については国と同じ手法で、国が実施した調査と比較でき
るようにしたいと考えています。国が実施した調査でも、いろいろと考
慮した結果、自記式では設問が多くなって未回答になりがちである、電
話では回答率が低くなる、ウェブ調査では本人が回答しない可能性があ
るため、対面調査の方法を採用しているということです。調査の正確性
の面からも、横浜市でも同様の調査方法にしたいと考えています。

(小嶋会長職務代理者) 自宅に訪問されて調査されること自体、迷惑に感じ
るのではないのでしょうか。

(吉田委員) 国の調査の回答率はどのくらいですか。

(所管課) 5割弱です。47パーセントです。

(吉田委員) 訪問されるときに「任意調査だ」ということを説明するのだし
ょうね。

(所管課) はい、そうです。

(吉田委員) それでも、訪問してくること自体が、私だったら嫌だなと思
います。意向は確認していますか。

(小嶋会長職務代理者) 結局、答えた人だけの回答の分析になるので、答え
ない人の理由が分かりません。犯罪歴がある、ギャンブルをやっている
から答えないということもあり得ます。

(所管課) 今回、統計情報の横浜市立大学の先生から、答えない、若しく
は、お断りしたのも分析したほうが良いと言われていています。国とは
違って、今回はその部分を項目の中に入れてたいと思っています。

(吉田委員) では、断る理由を言わないといけません。それも任意ですか。

(所管課) もちろん、そうです。

(事務局) 統計業務に携わっていたことがあります。その経験から、調査
員が信用できるかどうかということに関して言いますと、統計調査員
は、今回と同じような形で、普段は主婦の方とか、会社にお勤めの方で
も、登録調査員として登録してもらっていて、継続して調査を行って
もらっていました。

継続的に調査員をやっていただくと、「この人はどういう人か」という
こともある程度は分かりますので、「配慮が必要な内容を取り扱うので、
登録調査員の中でも、特に信用できる、信頼できる調査員を選定するよ
うに」と調査会社をお願いするというやり方ではいかがでしょうか。

(小嶋会長職務代理者) なぜ氏名を収集するのですか。同意書をもらうから
でしようが、同意書はともかく、なぜ氏名を収集するのでしょうか。

(所管課) 今回、自記式ではなく、調査員が回答をお聞きして書き取るので、御本人は一切、記入するところがありません。今回の調査に対して協力する意思がおありだったのかという確認をするために、同意書をいただくと考えていました。調査の回答と同意書は一体ではなく、当然、切り離してあります。回答と氏名は連動した形にはなりません。

(小嶋会長職務代理者) 調査を受ける側からすると、もともと氏名は分かっているのでしょうか、氏名を聞かれて、その上でいろいろな質問に答えるということは、かなり抵抗があると思います。

(所管課) 例えば、「同意する」にチェックをすることでも、同意を得ることになるのでしょうか。

(小嶋会長職務代理者) 同意書というのは、この調査に回答するということに同意するということですね。

(所管課) そうです。もし同意書を取る必要性がないのであれば、同意書はなくても構いません。

(小嶋会長職務代理者) いろいろと問題点が出てきました。今回は承認することが難しいかなと私は考えています。継続審議はできますか。

(所管課) 期間的にはとてもタイトなスケジュールとなっております。是非とも、今回承認いただければと思います。

(吉田委員) 153ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」の欄ですが、先ほど、ゲームとの関わりや、在宅頻度なども調査したいと説明がありました。もし再度審議するならば、「個人情報の種類」の欄に追加するのですか。

(所管課) はい、御指摘があれば項目を書き加えます。

(小嶋会長職務代理者) 委員の先生方、どうでしょうか。今回は、承認は難しいでしょうか。

(大谷委員) 厳しいと思います。

(事務局) 調査の必要性という議論がありましたけども、事務の委託の審議では、委託における個人情報の安全管理措置について意見を聞くものですので、必要性については、このような御意見があったということはお伺いするという事で、安全性に審議の対象を絞っていただければと思います。

その安全性については、同意書での氏名の取扱いや、調査員が信用できるかという御意見がありましたので、この点については、検討しなければならないと思います。

(所管課) 個人情報と結び付かないように、氏名は収集しない方が良いということであれば、そうするしかありません。

(大谷委員) 要配慮個人情報は本人からしか収集できないので、本人の意思を確認する必要があります。それを同意書で担保しようとしたという理屈は大変分かるのですが、そうすると個人が特定されてしまいます。

そして、個人が特定されて、犯罪に手を染めているという情報も取得してしまうことが、横浜市として特定した利用目的のために保有して良い情報かということ、横浜市個人情報の保護に関する条例の第7条第1項などの制限の下で保有して良い情報かどうかの判断に影響が出てくる

と感じます。対策を講じれば保有しても良い情報とはなかなか言いづらいところがあります。

ですので、設問の項目として要配慮個人情報に相当する部分を除けば、多少は可能性が出てくるのかなと思うのですが、大部分の質問が要配慮個人情報に相当する部分に関わっているので、その情報を収集しないと、恐らく企画側としては調査の意味がなくなってしまうのでしょうか。この犯罪に関わるところの項目を削除することは可能なのですか。

(所管課) (h)から(m)までの項目は、削除可能です。

(大谷委員) 続く質問もありますけれども、それも全部、削除できますか。

(所管課) はい、審議会で御指摘があった項目については削除する方向で対応します。

(小嶋会長職務代理者) そうなると、国の調査結果との比較ができなくなりますね。

(所管課) 直近で国も同じ調査をしていますけれども、今回の調査を、国の調査と同じ項目にしているのは、横浜市がどれだけ国と傾向が違うのかを知るためでもあります。今後のIRの提案では、横浜らしいIR施設、横浜らしい依存症対策、横浜らしい治安対策というものもIR決定と合わせて検討しなければいけないものです。国の調査結果と比較できれば、横浜らしい計画、治安対策、依存症対策の検討材料になりますので、今回は国と比較するために同じやり方、同じ項目で調査をしたいと考えています。

少し話が外れますが、市長の林が「横浜市でIRを進めていきたい」とプレゼンテーションで話したことがあります。全く個人情報とは関係ないのですが、横浜市が、横浜市独自の調査で「日帰り客が多い」という調査を発表しました。そのとき、全国若しくは東京、大阪の日帰り客が多いという、国の調査と横浜市独自の調査を比較したのですが、「全く違う調査を比較するのはどういうことだ」と反対される御意見がありました。ですので、今回は、国の調査ときちんと比較をするために、今回は同じ調査方法を取った上で、横浜市と国との調査結果は違う又は同じだという、結果を得たいと考えています。

(大谷委員) 調査結果についての仮説があり、その仮説に合わせた「横浜らしい対策」というプランを幾つか既に立てていて、そのプランを推進するための裏付けとして、調査結果を使用したいのでしょうか。「横浜は独自だ」という仮説があるわけではないのですよね。あれば資料に記載されていると思います。

(所管課) 横浜市としては、今後、現在あるギャンブル依存症のリスクをどのようにして減らしていくか、対策を進めたいと考えています。

カジノの関係がクローズアップされていますが、既存のギャンブルは、IRのカジノとは全く別の、既存のものです。それも含めて改善していくことが必要だと考えています。

横浜市としては、健康福祉局も含めた横浜市全体で、総合的に依存症対策を進めていきます。依存症対策の指標を設定し、依存症の状況を少しずつでも改善しなければならぬと考えています。今回の調査は、そ

の指標を設定するための、最初の調査であると認識しています。

(中村委員) その考えは分かりますが、私自身は犯罪情報が質問項目にあることがどうしても気になります。この国が実施した調査やその調査結果は公表されているのですか。

(所管課) 公表されています。

(中村委員) 例えば、この賭け麻雀やインターネット賭博をしていると答えた人がどのくらいかも公表はされているのですか。

(所管課) そこまで細かいものは公表されていません。

(中村委員) 私は、国がこのような調査を行ったこと自体が、大きな問題だと思っています。ですので、この質問項目が残る限り、今回の案件は承認できません。この審議会が承認したことが、後々問題になる可能性が高いと私は考えています。犯罪情報の質問項目が削除されなければ、承認することは難しいです。

(小嶋会長職務代理者) そうですね。国の調査自体に問題があったと思います。それと同じ方法の調査を実施することは、この審議会としては承認できません。継続審議となるかと考えます。

(所管課) この項目を削除して、国の調査と調整します。

(小嶋会長職務代理者) どのように改善するかを、次回の審議会で案を出していただいて、それを審議する形にしたいと思います。

(加島委員) 花村会長の御意見も聞きたいので、会長がいる場で審議したいと思います。

(小嶋会長職務代理者) 今回は花村会長が御欠席ですが、会長の御意見も聞きたいと思います。

(所管課) この項目を削除した調査項目で得られる回答データで調査になると、久里浜医療センターや横浜市立大学に確認できれば、事業を進めて、次回の審議会で事後報告して良いということでしょうか。それとも、次の審議会で承認を得てからでなければなりませんか。

(事務局) 審議会は12月が休会なので、次回の審議会は1月末です。予算は年度内に執行しなければなりませんから、3月までには調査を終える必要があります。

(小嶋会長職務代理者) そのような事情もあるかと思いますが、この審議会としては、本日の委員の先生方の御意見を踏まえると、承認は難しいです。

(事務局) 調整の結果、国の賭博関係の項目を削除して整理するとしたらどうなりますか。

(中村委員) 私はそこが最後の妥協点かなと思います。ほかの項目には、直接犯罪に関わるような質問はありません。どうしてもということであれば、とは思いますが。

(小嶋会長職務代理者) 個人を特定されてしまうという調査方法が問題です。

(加島委員) 同意書の問題と、調査員の問題もあります。

(小嶋会長職務代理者) それらも含めて、どのように改善するのかを次回の審議会で諮ってもらうことになると思います。

(鈴木委員) 利用の目的と必要性についても聞きたいと思います。特定すべき利用目的が漠然としているという指摘があったと思いますが、条例にある個人情報の保有の大前提が、「事務を遂行するため必要な場合に限り」です。そこをきちんと当てはまっているのだろうかと思います。ギャンブル依存症に関することは健康福祉局が所管なのでしょうから、それがほかの課から案件が提出されることについて、合理的な説明ができるのでしょうか。もう少し整理していただく必要があると思います。例えば、先ほどの基本計画の策定のために必要といったことであれば、少し違うのかもしれませんが、しかし、漠然とした「支援します」という利用目的ではよくありません。市が「どなたか困っている方を支援します」ということを目的として個人情報を収集できるのであれば、何でもできてしまいます。だからこそ、きちんと利用目的を特定しなければならないと条例で謳っているのだと思います。利用目的をもう少し整理していただきたいと思います。

(事務局) 本日の時点では承認いただけないということですので、いただいた御意見を基に調査方法については検討いたします。実際の事業執行のことがありますので、もしかしたら考慮した上で、調査を始めさせていただくかも知れませんが、実施機関側の判断で実施する場合ももしかしたらあるかも知れませんが、1月の審議会で改めて審議に諮るということで、いかがでしょうか。

(小嶋会長職務代理者) 実施することについて審議会承認したということになってしまうと、問題があります。

(事務局) はい。実施機関の責任で、判断せざるを得ないことが出てきてしまうかも知れませんが。

(鈴木委員) 不承認だけれども、事務を実施するということもあるということですね。

(小嶋会長職務代理者) 審議会としては承認してないけれども、実施機関としては実施するということですか。

(事務局) はい。できる限り、いただいた御意見は検討させていただき、検討結果については1月の審議会でお諮りして、御承認いただけるような形でできればしたいという考えです。

(小嶋会長職務代理者) 健康福祉局と共同で審議案件を提出いただくと良いと思います。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) 委員の皆さん、そのような形でよろしいでしょうか。

(所管課) 同意書の件で委員の先生方に御意見をいただきたいと思いますが、今回、犯罪に関わる質問項目は削除したとして、このような調査を行う場合に、同意書を収集しないほうがよいというお考えなのでしょうか。

(大谷委員) そうですね。要配慮個人情報を収集しない調査にしたら、同意書は不要になります。不要なものは収集しないほうが良いと思います。要配慮個人情報は、本人以外の人から収集することができません。本人が同意しているという確証として、同意書を収集しようとしていたのだ

と思います。

(所管課) はい。

(大谷委員) 犯罪に関わるような、不当な差別の要因となるような情報を取得しないように調査項目を変更された場合には、要配慮個人情報を含まなくなります。仮に調査員の方が聞き取りで書いたとしても、そのこと自体が問題になるわけではないので、そのためにだけに同意書を取得しなければいけないとは言えません。

(事務局) 要配慮個人情報は、個人情報保護法では本人からのみ収集ということですが、個人情報保護条例上はその規定がありません。

(大谷委員) 条例上はそうですね。しかし、一般市民の感覚としては、民間の企業であろうと本人からしか収集できないと思います。行政機関は法令等に基づいて、行政事務のために本人からのみ収集とはなっていないとは思いますが、同意書が不可欠なものとは言えない調査にするのであれば、できるだけ不要な情報は収集しないほうが望ましい調査方法だと思います。

(小嶋会長職務代理者) しかし、この調査は、その点が一つの重要な調査項目であると思います。

(大谷委員) そうですね。

(小嶋会長職務代理者) 回答率が低くなるとしても、無記名の郵送方法、あるいは、ほかの方法で調査することは考えていませんか。

(所管課) 先ほどの説明と重複してしまいましたが、自記式では未回答の設問が多くなるなどの問題があります。国が調査を実施したときのことを久里浜医療センターにお話を伺った中では、「同じ方法を取るべきだ」との意見でしたので、面談方式としております。

(小嶋会長職務代理者) 回答は任意であるとはいえ、先ほど言ったように、調査員に訪問されて、一つひとつ質問されると、半ば強制されているような形になってしまいます。その点も問題だと思います。

次回、継続審議としたいと思います。

(所管課) 再びお諮りさせていただきます。

(小嶋会長職務代理者) それでは継続審議という形にします。

(小嶋会長職務代理者) 次に案件10の「是正の申出に係る処理案について」ですが、本件は個人情報保護等の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 横浜市パスポートセンター旅券発給事務に係る防犯カメラ運用事務

イ 新港ふ頭客船ターミナルC I Q施設等管理業務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 横浜市パートナーシップ宣誓制度

イ 東京2020オリンピック・パラリンピック横浜会場及び会場
周辺における医療サービスに係る事務

ウ 緊急時予防・対応プラン提出者名簿管理

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

低炭素電気普及促進計画書制度

(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
非常勤職員管理システムデータ移行及び保守管理業務委託

(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
ひとり暮らし高齢者『地域で見守り』推進事業に係るダイレ
クトメール等の封入封かん及び宛名ラベル貼付作業委託

(6) 実施機関が保有する車両の自動車任意保険加入についての報告
処分地管理課適正管理係における自転車賠償保険の加入に
伴う交通事故処理関連業務

(7) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

防災啓発イベント参加の受付業務委託

(8) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告
ラグビーワールドカップ2019TMファンゾーン運營業務委託

(9) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（8件）

(10) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（50件）

(11) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）

(12) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）

4 その他

(1) 「令和元年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について

(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年10月25日～令和元年11月22日）

(3) その他

(小嶋会長職務代理者) それでは、「3 報告事項」及び「4 その他」の「(2) 個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(小嶋会長職務代理者) ただいまの報告につきまして、何かございますか。
報告事項及び漏えい事案の報告について了承するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは了承いたします。

(小嶋会長職務代理者) 次に、「4 その他」の「(1)「令和元年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について」、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例では、第58条の2において「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」を設置し、実施機関における個人情報の保護に関し、審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行っております。今回、令和元年度の実地調査報告書がまとまりましたので、第三者評価委員会 加島委員長から御報告をいただきます。

まず、加島委員長から職務代理者である小嶋委員へ報告書をお渡しいただき、その後、報告書の概要について御説明いただきます。同じ報告書は委員の皆さまの席上にも配付しております。

なお、報告書に係る今後のスケジュールですが、12月13日に、花村会長から、実施機関に対して市長宛てに（対応は副市長）、報告書を提出する予定です。提出後、記者発表（資料配付）を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、庁内にも周知を図る予定です。

では、加島委員長、お願いします。

<加島委員長より花村会長へ手交>

(加島委員長) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(中村委員) XとYが選定されたのは、もともとは個人情報の漏えい事故の件数が多かったということですか。

(加島委員長) はい、それと直近に漏えい事故があったということですか。

(中村委員) それを踏まえて、現状これだけ改善されたということですか。

(加島委員長) はい。やはり漏えい事故が起きたので、相当、改善されているとは思いますが。

(新田委員) 調査に来ることが分かっていたので、きちんとしていたのだと思います。このきちんとした体制を今後続けていくことが大事だと思います。

(加島委員長) 実地調査は抜き打ちで行わないと意味がないのかなと思いましたが。今日の資料でも、指定管理者、委託先等での個人情報漏えい事故が14件報告されています。なかなか減りません。

(小嶋会長職務代理者) では、そのほかに御意見がなければ、審議会として承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認いたします。ありがとうございました。

	<p>2 審議事項</p> <p>(10) 【案件 10】 是正の申出に係る処理案について</p> <p>【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第 31 条第 2 号及び同条第 3 号、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第 4 条の規定に基づき非公開で進行】</p> <p>＜答申案について検討し、以下のとおり決定＞</p> <p>■ 答申の内容は原案のとおりとし、細かな文言を修正の上、答申手交を行う。</p> <p>(小嶋会長職務代理者) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、1月29日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(小嶋会長職務代理者) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第178回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第178回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和2年1月29日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和2年1月29日第179回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡